

認知症対応型共同生活介護

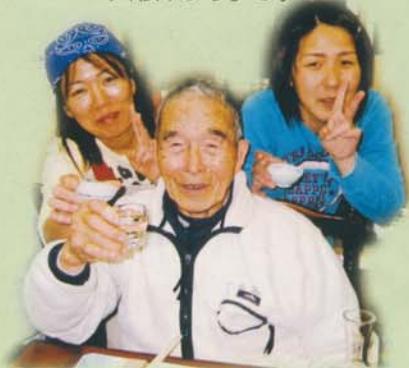
グループホーム 元気の家



入居契約のご案内



元気の家で採れた
大根「かぶ」です



グループホーム 元気の家

グループホーム

元気の家



基本方針

施設長 金子光代

元気の家は、すばらしい自然と環境の中で、家族として共に生活し、誰もが心やすく集り、なごやかで笑い声あふれるホームです。

下記のことをご了承下さい。

1 入居の手続き

まずはお電話下さい。要支援2以上で、医師より認知症の診断が出た方、少人数による共同生活を送ることに支障のない方が入居できます。いつでも見学会ができその後、相談、面接等を行います。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。



2 お支払い方法

毎月10日までに請求書をお渡し致しますので、15日までに指定銀行口座振込、又は現金にてお支払いいただきます。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

3 金銭に関して

- 現金及び貴重品は、事務所の金庫にて保管します。
- 入居中使用した個人の費用についてはそのつど出し、領収書を送付します。



4 その他の料金

- ①オムツ、理美容、特別なレクリエーションなどの費用は自己負担となります。
- ②入居中、個人物品を購入された場合は、お預り金より支払いをし、必ず領収書を添付します。

5 飲酒喫煙に関して

- 施設内は全館、禁酒とします。(行事等でホーム側がお出しします)
- 喫煙は、決められた場所のみでお願いします。(施設内は全館禁煙)



6 面会・ホームページアドレス

- 面会時間は定めておりませんので、都合が良い時間にいつでもおいで下さい。
- ホームページアドレス <http://www.genkinoie.jp>

7 協力医療機関

- 田中病院様 松浦市御厨町里免871
外科・耳鼻咽喉科・整形外科・内科・リハビリテーション科・脳神経外科
- 森歯科医院様（往診あり）松浦市今福町北免2009-25



8 特変時の対応について

- 入居中、病院での治療が必要とみなされた場合は、主治医及び田中病院へ受診し、医師の指示に従い対応を行います。
- 受診時に、職員よりご家族（身元引受け人）へ連絡致します。
- 入院期間（入退院日は除く）の生活費は、日割りで徴収致します。



9 外泊、外出について

- 事前に職員までお申し出下さい。
- プライベートで公共交通機関、タクシーでの外出、外泊、可能です。
(入居時に、ご本人・ご家族より誓約書を頂き外出、外泊をされる場合は、届出を出して頂きます。尚、その場合の事故等につきましては、当ホームは一切責任をおいかねますのでご本人・ご家族の責任の元にお願い致します)



10 退居手続き

- ①利用者の都合で退居される場合
退居を希望される30日前までにお申し出下さい。
- ②以下の場合は双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。
 - 介護認定が要支援1又は自立と判定された場合
 - 利用者が他の介護保健施設へ入所された場合
 - 利用者がお亡くなりになられた場合
- ③その他
 - 退居される際に、居室のクリーニング・補修などは実費請求と致します。
 - 利用者がサービス料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金の支払いを催促したにもかかわらず、14日以内に支払いがない場合、また利用者やその家族が当施設や従業員に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了7日前までに通知致します。
 - 利用者が亡くなられた場合、病院に入院し明らかに14日以内に退院できる見込みがない場合、または入院後に14日が過ぎても退院が出来ないことが明らかになった場合は、契約を終了させていただく場合がございます。なおこの場合、退院後に再入居を希望される方はお申し出下さい。
 - やむを得ない事情により、グループホーム元気の家を閉鎖する場合は契約を終了して退居していただく場合がございます。この場合契約終了30日前までに文書で通知いたします。



元気の家

お一人お一人が主役です

元気の家は環境にも恵まれ、
自分らしく輝けるホームです。



有限会社 グループホーム 元気の家

〒859-4511 長崎県松浦市志佐町赤木免253番地
TEL(0956)72-3811 FAX(0956)27-9765